

【事業者用太陽光発電設備等導入推進支援補助要件にかかるチェックシート】

これは各補助対象設備を設置する際のチェックポイントを記したものです。
提出の必要はございません。

補助対象設備の設置に関しては、必ず要綱をご確認ください。

共通要件

	市内事業所等敷地内に太陽光発電設備等を自己所有として設置しようとする事業者又は需要家が中小企業者等であること。
	市税を滞納していない。
	未使用のものである。
	設置する補助対象設備について、過去に金沢市から補助金の交付を受けていない。
	設置する補助対象設備について、国、石川県及び本市の他の補助制度による補助金その他準ずるものの交付を受けていない。
	PPA又はリースによる契約の場合、補助金の全額が、需要家が契約上負担すべきサービス料金、リース料金等に充当されるものであること。

太陽光発電システム

	設置場所は自己の事業の用に供する市内の建築物又は敷地内である。
	太陽電池の公称最大出力の合計値は10.0kW以上である。
	発電した電力を自己の事業の用に供する事務所等において使用する。
	配線方法は全量配線ではない。
	太陽電池モジュールの面積が50㎡を超える場合は、「景観計画区域内行為の届出書」を景観政策課へ提出している。
	設置する建築物の高さが10mを超える場合は、「景観計画区域内行為の届出書」を景観政策課へ提出している。
	景観形成区域に該当する場合は、「景観計画区域内行為の届出書」を景観政策課へ提出している。
	風致地区に該当する場合は、「風致地区内における行為の許可申請書」を景観政策課へ提出している。
	地区計画区域に該当する場合は、「地区計画の区域内における行為の届出書」を都市計画課へ提出している。

蓄電システム

	設置場所は自己の事業の用に供する市内の建築物又は敷地内である。
	太陽光発電システム等の設備と常時接続する。
	蓄電容量が10.0kWh以上である。
	定置用である。